

**事業主以外の方が各種助成金の申請を行う場合には、窓口において以下の確認を行っています。
(提出代行の社会保険労務士の方を除く)**

各種助成金関係の申請の際に、従業員の方は社員証等身分を証明できるもの、その他の代理人の方は委任状(原本)の提出及び社員証等身分を証明できるものの提示をお願いしています。

ご注意ください！

■ 社会保険労務士、弁護士以外の提出代行者・事務代理人の方へ

報酬を得て手続きを行うことは、法違反となる場合があります。

＜社会保険労務士法の抜粋＞

第二十七条（業務の制限）

社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じて報酬を得て、第二条第一項第一号から二号までに掲げる事務を業として行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令に定める業務に付随して行う場合はこの限りではない。

第二条（社会保険労務士の業務）

社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類を作成する場合をいう、以下同じ。）を作成すること。

一の二 申請等について、その提出に関する手続きを代わってすること。



東京労働局・都内各ハローワーク

迅速な確認受付処理のため、助成金申請窓口での受付を推奨します。